

わかやま City Club 会員規則

(名称)

第1条 本クラブは、「わかやま City Club」(以下「クラブ」という。)と称し、クラブ会員(以下「会員」という。)を構成する。

(目的)

第2条 クラブは、「スポーツ・文化を通して健全で活気ある地域づくり人づくり」を目的・理念とし、会員は目的・理念に賛同し共有するため、会員規則を定める。

(種別)

第3条 会員は次の者をもって構成する。

- (1) ジュニア会員 (小学・中学・高校生または 18 歳未満)。
- (2) 一般会員 (18 歳以上)。

(入会資格)

第4条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(入会金)

第5条 会員は、入会金 1,000 円を納入しなければならない。

(年度会費)

第6条 クラブ会員は、次に定める会員種別により毎年度会費を納入しなければならない。

- (1) ジュニア会員 年度会費 1,000 円
- (2) 一般会員 年度会費 1,200 円

(参加費)

第7条 クラブの運営する教室及びイベント等の参加費については各教室及びイベントごとに定めるものとする。

(退会)

第8条 退会は本人の自由とする。年度途中であっても年度会費は返還しない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、クラブ役員会の議決により、これを除名することができる。

- (1) クラブ規約・会員規則に違反したとき。
- (2) クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(事故)

第 10 条 事故とは、会員及び指導者が練習または試合中、その他クラブの活動目的のために行動していた時における事故をいう。

(責任)

第 11 条 会員は、クラブの活動に際しては、この規則及び使用施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。盗難、傷害等の事故が起ころしても、クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第 12 条 会員及び指導者は原則として、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害をはじめ、一切の事故についてはスポーツ傷害保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

未加入者の活動中の事故については、クラブでは一切の責任を負わない。

(個人情報の保護)

第 13 条 クラブが得た会員の個人に関わる情報は、クラブの運営に関する事項以外には使用してはならない。

(変更)

第 14 条 この規則は、役員会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。